特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は介護保険に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の 事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区 民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言 する。

特記事項

評価実施機関名

港区長

公表日

令和6年6月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

①部署

②所属長の役職名

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	区市町村は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、介護保険に関する業務のうち、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①介護保険の被保険者の資格情報管理(被保険者に関する届出受理、被保険者証又は認定証に関する業務含む)②介護保険料の賦課業務 ③介護保険料の徴収業務 ④介護保険料の収納情報管理(保険料の還付に関する業務を含む) ⑤介護保険料滞納に関する業務 ⑥介護認定に関する業務 ⑥介護認定に関する業務 ⑧保険者事務共同処理業務
③システムの名称	1.介護保険システム 2.介護保険認定審査会支援システム 3.税務システム 4.システム共通基盤 5. 中間サーバー連携システム 6.中間サーバー 7.東京電子自治体共同運営電子申請システム 8.伝送 通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル	名
介護保険事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
	1.番号法 第9条第1項 別表第一第68項
法令上の根拠	2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第50条 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条
	別表第一第1項 別表第二第1項
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携 <選択肢>
①実施の有無	Sekirjo
②法令上の根拠	1.番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる以下の項 (1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる以下の項 (93,94項) 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (情報照会の根拠) 第46条、第47条
5. 評価実施機関における	

保健福祉支援部 介護保険課

介護保険課長

6. 他の評価実施機関

_

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部 介護保険課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

保健福祉支援部

介護保険課介護給付係 電話番号 03-3578-2877

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	15年4月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	15年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個 する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類					
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書] ては、それぞれ	1重点項目	目評価書又は急	3) 基礎項目評価	西書及ひ 西書及ひ	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネッ	トワークシス	ステムを通	じた入手を	除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	_	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報	提供ネットワ	ークシスラ	ムを通じた提]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	/ステムとの‡	妾続		[]接	接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[-	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 監査							
実施の有無	[O] 自己	· 已点検	[〕内部監査	[]	外部監	
9. 従業者に対する教育・程							
従業者に対する教育・啓発	[特に力を	入れて行って	いる]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って	いる	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システム名称	略	略 7.東京電子自治体共同運営電子申請システム	事後	「居宅サービス計画作成依頼 (変更)届出書の様式につい て」(平成11年12月8日老企発 第31号)、「介護予防サービス 計画作成板頼(変更)届出書 の様式について」(平成18年 3月31日を振発第0331010 号)及び「介護予防・日常生活 支援総合事業における介護 予防ケアマネジメント(第1号 介護予防・時界にの実にの が介護予防手帳の活用について」(平成27年6月5日老振 発0605第1号)の一部改正による
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(情報提供の根拠)第1条、第2条、第38条、第48条、第43条、第44条、第47条(情報照会の根拠)第25条、第30条、第32条、第33条、第46条、第47条	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の交付による
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	保健福祉支援部 高齢者支援課(介護保険担当)	保健福祉支援部 介護保険課	事後	組織改正のため
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	介護保険担当課長 後藤 邦正	介護保険課長 小笹 美由紀	事後	人事異動のため
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25 号 保健福祉支援部 高齢者支援課(介護保 険担当)	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部 介護保険課	事後	組織改正のため
	I 関連情報 8. 特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 問合せ	保健福祉支援部 高齢者支援課 介護給付係 電話番号 03-3578-2876	保健福祉支援部 介護保険課 介護保険料係 電話番号 03-3578-2891	事後	組織改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月15日	I関連情報 3個人番号の利 用 法令上の根拠	なし	3港区個人番号の利用並びに特定個人情報の 保護及び提供に関する条例(平成27年港区条 例第28号) 第11条の2第1項別表第一第1項 別表第二第1項	事後	「港区個人番号の利用並びに 特定個人情報の保護及び提 供に関する条例」制定のため
平成28年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2,61,62,93,94項 2.行政手続における特定の個人を識別するた	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる以下の項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる以下の項(93,94項)2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(情報提供の根拠)第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第44条、第47条(情報照会の根拠)第46条、第47条	事前	情報提供の根拠法令修正
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年10月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	略	略 ⑧保険者事務共同処理業務	事後	「「介護保険に関する事務に 係る特定個人情報保護評価 の適切な実施について(依頼)」の一部改正について」に より、追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	略	略 8.伝送通信ソフト	事後	「「介護保険に関する事務に 係る特定個人情報保護評価 の適切な実施について(依 頼)」の一部改正について」 (事務連絡平成28年11月30 日)により、追加
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	介護保険課長 小笹 美由紀	介護保険課長 大原 裕美子	事後	人事異動のため
平成29年4月3日	II しきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	平成28年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成29年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	略	略 ⑨地域支援事業に関する事務	事後	事務の追加
平成29年11月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署	保健福祉支援部 介護保険課 介護保険課長 大原 裕美子	保健福祉支援部 介護保険課·高齢者支援課介護保険課長 大原 裕美子高齢者支援課長 山本 睦美	事後	担当部署追加
平成29年11月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部 介護保険課	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部 介護保険課·高齢者支援課	事後	担当部署追加
平成29年11月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	保健福祉支援部 介護保険課介護保険料係 電話番号 03- 3578-2891	保健福祉支援部 事務の概要①~⑧ 介護保険課介護保険料 係 電話番号 03-3578-2891 事務の概要⑨ 高齢者支援課介護予防推進 係 電話番号 03-3578-2930	事後	担当部署追加
平成29年11月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	平成29年4月1日時点	平成29年11月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	平成29年11月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長		保健福祉支援部 介護保険課·高齢者支援課介護保険課長 高齢者支援課長	事後	氏名記載不要となったため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
平成31年4月1日	IV リスク対策 全項目を新 規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	事務の概要①~⑧ 介護保険課介護保険料 係 電話番号 03-3578-2891	事務の概要①~⑧ 介護保険課介護給付係 電話番号 03-3578-2877	事後	担当係変更のため
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年6月30日	I 関連情報 4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	1.番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二	1.番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限) 別表第二	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和4年4月1日	2.取扱者数 算定方法	②各支所区民課	②各総合支所区民課	事後	組織名称の修正(過去の組織 改正時未修正のため)
令和4年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	④介護保険料の収納情報管理	④介護保険料の収納情報管理(保険料の還付 に関する業務を含む)	事後	公金受取口座登録制度の開 始による変更
令和4年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	1.番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる以下の項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117項)	1.番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」等が含まれる以下の項 (1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,108項)	事後	公金受取口座登録制度の開始による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月21日	取り扱う事務 5. 評価実施機関における担 当部署 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの	1. ⑨地域支援事業に関する事務 5. 保健福祉支援部 介護保険課・高齢者支援 課 介護保険課長 高齢者支援課長 7. 保健福祉支援部 介護保険課・高齢者支援 課 8. 事務の概要①~⑧ 介護保険課介護給付係 電話番号 03-3578-2877 事務の概要⑨ 高齢者支援課介護予防推進 係 電話番号 03-3578-2930	1. 9を削除	事後	担当部署削除
		の保護及び提供に関する条例(平成27年港区	3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例(平成27年港区条例第28 号) 第4条	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 2取扱者数 いつ時点 の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため